27 生産第 2743 号
平成 28 年３月２日

日本青果物輸出促進協議会会長　殿

農林水産省生産局園芸作物課長

輸出向け日本産青果物に係る残留農薬基準の遵守について

輸出に係る残留農薬問題については、輸出関係団体等に対して「輸出向け日本産果実及び野菜に係る残留農薬基準の遵守について」（平成 20 年 12 月 5 日付け農林水産省生産局生産流通振興課長通知）（別紙１）により周知しているところではありますが、未だに、日本から輸出された青果物が台湾で不合格になる事例が頻発しているところです。

こうした中、台湾側から、平成 27 年 6 月から 12 月までの期間に日本産かんきつ及びメロンの残留農薬基準値違反が見られたため、再発防止措置を行うよう指摘を受けたところであります（別紙２）。

台湾をはじめとする輸出先への青果物の継続的かつ安定的な輸出を推進していくため、貴職から会員（貴管下関係機関）等に対し、別紙文書及び主要輸出先の残留農薬基準の周知・徹底をお願いします。

（参考）
○諸外国における残留農薬基準値に関する情報　（農林水産省ホームページ）
http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/zannou_kisei.html
○台湾の残留農薬基準値　（台湾衛生福利部食品薬物管理署ホームページ）
https://consumer.fda.gov.tw/Law/Detail.aspx?nodeID=518&lang=1&lawid=127